

刈谷にぎわいオフィス広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、一般社団法人刈谷にぎわいオフィス（以下「オフィス」という。）の資産等（オフィスが管理する市の資産等を含む。）に広告掲載をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア オフィスの広報紙その他の印刷物

イ オフィスのWEBページ

ウ オフィスの所有財産

エ その他広告媒体として活用できる資産等で理事長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載し、又は掲出することをいい、民間企業等から広告が掲載された物品を無償で提供してもらうこと（以下「無償提供」という。）及びオフィスが開催するイベントの名称等の命名権を売却することを含むものとする。

(3) 広告主 広告媒体に広告掲載をするものをいい、その募集及び掲載申込みの取りまとめ等広告掲載に係る事務を取り扱う広告代理店を含むものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告として不適當であると理事長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、オフィスにおいて実施するものとし、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告掲載の場所又は位置
- (3) 広告の募集方法及び選定方法
- (4) 広告の規格及び数量、予定価格
- (5) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

2 理事長が特に必要と認める場合は、募集する広告主の業種、事業者等をあらかじめ指定することができる。

3 広告媒体の募集手続を定めるに当たっては、その内容が公平かつ公正であるよう努めなければならない。

(広告掲載の申込)

第5条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書に次に掲げる書類等を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 広告掲載する広告の原稿案
- (2) 業務内容等が分かるもの

(広告掲載の決定)

第6条 理事長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告料の納入)

第7条 前条の規定により決定した広告主は、理事長が指定する日までに口座振込により広告料を納入しなければならない。ただし、無償提供により広告料を徴収しない場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第8条 理事長は、第3条第2項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、

広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が生じても、オフィスはその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 理事長が指定する日までに広告料を納入しなかったとき。

(2) その他理事長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告料の還付)

第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告料には、利息を付さないものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 原稿及び広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(実施責任者)

第11条 広告掲載に係る事業の適正な実施を確保するため、事務局長を実施責任者とする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。